

協同組合日本製パン製菓機械工業会定款（抄）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（名 称）

第2条 本組合は、協同組合 日本製パン製菓機械工業会と称する。

（地 区）

第3条 本組合の地区は、東京都、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、大阪府、京都府、兵庫県、広島県、岡山県、香川県、福岡県及び長崎県の区域とする。

（事務所の所在地）

第4条 本組合は、事務所を東京都千代田区に置く。

（公告の方法）

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示する。

（規 約）

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第2章 事 業

（事 業）

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）組合員の取り扱う製品の展示会の開催
- （2）組合員の取り扱う製品の共同宣伝
- （3）組合員の取り扱う製品の市場開拓
- （4）組合員の事業に関する調査・研究
- （5）組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
- （6）組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- （7）組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の

普及を図るための教育及び情報の提供

(8) 組合員の福利厚生に関する事業

(9) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(1) 製パン製菓機械器具又は関連機器 (包装機械、コンベヤー、ボイラー、冷凍・冷蔵装置等) 若しくは包装資材の生産を行う事業者であること。

(2) 組合の地区内に事業場を有すること。

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、その限りではない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

第11条 ~ 第52条 迄略

第7章 賛 助 会 員

(賛助会員)

第53条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第54条より以下略